

解体工事 考査項目別運用表

三島市

〈標準型-担当監督員-01〉 解体工事 考査項目別運用表

[記入方法]該当する項目に○、該当しない項目に×を記入する(評価対象外の項目は空白とする。)

項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	施工体制が適切である	施工体制がほぼ適切である	他の事項に該当しない	施工体制がやや不適切である	施工体制が不適切である
		[評価対象項目]				[評価対象項目]
		1 作業分担の範囲が施工体制台帳、施工体系図等で確認できる。				施工体制が不備であり、監督員から文書により改善指示を行った。
		2 工事のカルテの登録は、監督職員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われている。(500万円以上の工事)				
		3 品質証明の資料が確認でき、品質証明の時期・確認項目が、工事全般にわたり、よく把握されている。				
		4 建設業退職金共済制度の趣旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。				上記項目に該当があれば……e
		5 請負代金内訳書が契約後10日以内に提出されている。				
		6 施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。				
		7 工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。				
		8 「施工プロセスのチェックリストの施工体制一般」で指摘事項が無かった。または、指摘事項に対する改善が速やかに実施された。				
		9 その他 (理由:				
		該当項目が90%以上……………a 該当項目が80%以上90%未満…b 該当項目が60%以上80%未満…c 該当項目が60%未満……………d				
		①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				←自動評定結果
						工事が小規模等で評価が不適切、または総合的に判断する場合は、直接評価を入力する。
項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	II. 配置技術者(現場代理人等)	技術者が適切に配置されている	技術者がほぼ適切に配置されている	他の事項に該当しない	技術者の配置がやや不適切である	技術者の配置が不適切である
		[評価対象項目]				[評価対象項目]
		1 現場代理人として、工事全体の把握ができている。				現場代理人等の技術者配置が不備で、監督職員から文書により改善指示を行った。
		2 現場代理人として、監督職員との連絡調整を書面で行っている。				
		3 書類整理、資料整理が適切に処理されている。				
		4 施工に先立ち創意工夫または提案をもって工事を進めている。				
		5 契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。				
		6 設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。				
		7 作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。				
		8 下請けの施工体制、施工状況を把握し、部下等共によく指導している。				
		9 主任技術者又は、監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。				
		10 作業主任者を選任し配置している。				
		11 専門技術者を選任、配置している。				
		12 「施工プロセスのチェックリストの配置技術者」で指摘事項が無かった。または、指摘事項に対する改善が速やかに実施された。				
		13 その他 (理由:				
		該当項目が90%以上……………a 該当項目が80%以上90%未満…b 該当項目が60%以上80%未満…c 該当項目が60%未満……………d				該当項目数が1であれば……d 該当項目数が2以上であれば…e
		①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				←自動評定結果
						工事が小規模等で評価が不適切、または総合的に判断する場合は、直接評価を入力する。

〈標準型-担当監督員-02〉 解体工事 考査項目別運用表

[記入方法]該当する項目に○、該当しない項目に×を記入する(評価対象外の項目は空白とする。)

項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	施工管理が適切である	施工管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である
		[評価対象項目]			[評価対象項目]	
		1 契約約款第18条第1項第1号から第5号に基づく設計図書の照査を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている。			設計図書と適合しない箇所があり、文書により改造請求を行った。	
		2 施工計画書と現場施工方法が一致している。			施工計画書が工事着手前に提出されていない。	
		3 施工計画書と現場の施工体制等が一致している。			定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。	
		4 施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。			契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により改善指示を行った。	
		5 工事材料の使用及び調達計画が十分なされ、管理されている。				
		6 品質確保のための対策がみられる。				
		7 日常の出来形管理が適時、的確に行われている。			…上記該当項目数	
		8 日常の品質管理が適時、的確に行われている。			該当項目数が1であれば……d	
		9 現場内での整理整頓が日常的になされている。			該当項目数が2以上であれば……e	
		10 使用材料等の品質保証書等または工事記録写真等が適切に整理されている。				
		11 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。				
		12 立会確認の手続きが事前になされている。				
		13 工事記録の整備が適時、適確に行われている。				
		14 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切にされている。				
		15 工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。				
		16 段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。				
		17 「施工プロセスチェックリストの施工管理」で指摘事項が無かった。または、指摘事項に対する改善が速やかに実施された。				
		18 その他 (理由:				
		該当項目が90%以上…………a 該当項目が80%以上90%未満…b 該当項目が60%以上80%未満…c 該当項目が60%未満…………d				
		(1)当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 (2)削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 (3)評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 (4)なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			←自動評定結果 工事が小規模等で評価が不適切、または総合的に判断する場合は、直接評価を入力する。	
項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である
		[評価対象項目]			[評価対象項目]	
		1 フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。			自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った。	
		2 時間制限、片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。				
		3 現場条件変更への対応が積極的で処置が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。			上記項目に該当があれば……d	
		4 休日の確保を行っている。				
		5 工程表の内容が検討され、充実している。			受注者の責により工期内に工事を完成させなかつた。(但し、改善指示による場合を除く)	
		6 夜間や休日等の作業が少なく、余裕を持って工期内に完成した。				
		7 現場事務所での工程管理を工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握されている。			上記項目に該当があれば……e	
		8 「施工プロセスチェックリストの工程管理」で指摘事項が無かった。または、指摘事項に対する改善が速やかに実施された。				
		9 その他 (理由:				
		該当項目が90%以上…………a 該当項目が80%以上90%未満…b 該当項目が60%以上80%未満…c 該当項目が60%未満…………d				
		(1)当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 (2)削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 (3)評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 (4)なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			←自動評定結果 工事が小規模等で評価が不適切、または総合的に判断する場合は、直接評価を入力する。	

〈標準型-担当監督員-03〉 解体工事 考査項目別運用表

[記入方法]該当する項目に○、該当しない項目に×を記入する(評価対象外の項目は空白とする。)

項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	III.安全対策	安全対策を適切に行った	安全対策をほぼ適切に行った	他の事項に該当しない	安全対策がやや不適切であった	安全対策が不適切であった
		[評価対象項目]				[評価対象項目]
		1 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。				安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。
		2 店舗パトロールを1回／月以上実施し記録が整備されている。				上記項目に該当があれば……d
		3 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には正報告をしている。				安全対策の不備により重大な災害等を受けた。
		4 安全教育・訓練等を適時、的確に実施し記録が整備されている。				上記項目に該当があれば……e
		5 安全巡視、ツールボックスミーティング(TBM)、危険予知訓練(KY)等を実施し記録が整備されている。				
		6 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。				
		7 安全管理の臨機の措置を行った。				
		8 過積載防止に積極的に取り組んでいる。				
		9 使用機械、車輛等の点検整備がなされ、管理されている。				
		10 重機操作に際して、誘導員配置や重機との行動範囲の分離措置がなされている。				
		11 山留め、仮縫切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。				
		12 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。				
		13 工事現場における保安施設等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。				
		14 「施工プロセスチェックリストの安全対策」で指摘事項が無かった。または、指摘事項に対する改善が速やかに実施された。				
		15 その他 (理由:				
		該当項目が90%以上…………a 該当項目が80%以上90%未満…b 該当項目が60%以上80%未満…c 該当項目が60%未満…………d				
		①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				←自動評定結果 工事が小規模等で評価が不適切、または総合的に判断する場合は、直接評価を入力する。
項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	IV.对外関係	对外関係が適切であった	对外関係がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	对外関係がやや不適切であった	对外関係が不適切であった
		[評価対象項目]				[評価対象項目]
		1 工事施工にあたり関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生がない。				受注者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。
		2 工事施工にあたり地元との適切な調整を行った。				関係法令に違反する恐れがあつたため、監督職員から文書により指示を行つた。
		3 苦情に対して的確に対応し、良好な对外関係であった。				上記項目に1項目該当があれば……d
		4 積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情がなかった。また苦情によるトラブルが少なかった。				上記項目に該当があれば……e
		5 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。				←自動評定結果 工事が小規模等で評価が不適切、または総合的に判断する場合は、直接評価を入力する。
		6 「施工プロセスチェックリストの对外関係」で指摘事項が無かった。または、指摘事項に対する改善が速やかに実施された。				
		7 その他 (理由:				
		該当項目が90%以上…………a 該当項目が80%以上90%未満…b 該当項目が60%以上80%未満…c 該当項目が60%未満…………d				
		①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

〈標準型-担当監督員-04〉 解体工事 考査項目別運用表

[記入方法]該当する項目に○、該当しない項目に×を記入する(評価対象外の項目は空白とする。)

項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	出来形管理が適切である	出来形管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	出来形管理がやや不適切である	出来形管理が不適切である
		〔評価対象項目〕			〔評価対象項目〕	
		1 解体物の資材毎に排出量、再資源化量、その他処分量が的確に確認できる。			監督職員が文書で改善指示を行った。	契約約款第17条第2項に基づき、監督職員が破壊検査を行った。
		2 マニュフェストの整備が適時、的確になされている。				
		3 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。				
		4 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。				
		5 混合廃棄物を排出しない分別解体に積極的に取組んでいる。				
		6 解体物の資材毎に処理方法が確認できる。				
		7 その他（理由： ※ 上記該当項目を総合的に判断して、a, b, c, d, e の評価を行う。				
	①評定	該当する項目(a～e)を直接入力				
考査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	品質管理がやや不適切である	品質管理が不適切である
		〔評価対象項目〕			〔評価対象項目〕	
		(躯体工事)			監督職員が文書で改善指示を行った。	契約約款第17条第2項に基づき、監督職員が破壊検査を行った。
		1 分別、再資源化を適切に実施している。				
		2 施工計画書に定められた計画により管理されている。				
		3 廃棄物の処理が適切である。				
		4 受注者の管理記録が整備されている。				
		5 不可視部分の写真記録が適正である。				
		6 解体資材の再資源化、又は、リユースや有価物化に積極的に取組んでいる。				
		7 中間処理施設等への搬出状況について、写真などで的確に確認できる。				
		8 埋設物の撤去状況及び記録が適切である。				
		9 その他（理由： ※ 上記該当項目を総合的に判断して、a, b, c, d, e の評価を行う。				
	①評定	該当する項目(a～e)を直接入力				

〈標準型-担当監督員-05〉 解体工事 考査項目別運用表

〔記入方法〕該当する項目に○を記入し、点数欄に点数を記入する

項目	細別	創意工夫キーワード一覧表(創意工夫が多く見られるリスト)
5. 創意工夫 【軽微なもの】	I. 創意工夫 キーワード評価	<p>■ 準備・後片付け 1 測量・位置出しにおける工夫 2 現地調査方法の工夫 3 その他(理由:)</p> <p>■ 施工関係 4 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 5 工場加工製品等を活用し副産物及び廃棄物部の減少に工夫及びリサイクルに対する積極的な取り組み 6 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 7 部材・建材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 8 電気工事等の配線、配管等での工夫 9 給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫 10 照明・視界確保等の工夫 11 仮排水、仮道路、巡回路等の計画施工の工夫 12 運搬車両・施工規模等の工夫 13 支保工、型枠工、足場工及び仮桟橋、覆工版、山留め等の仮設工関係の工夫 14 施工管理及び品質向上等の工夫 15 ブレハブ工法等を採用し、工期短縮等の工夫 16 改修工事における仮設施工の工夫 17 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 18 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 19 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 20 その他(理由:)</p> <p>■ 品質関係 21 集計ソフト等の活用と工夫 22 転体工事の品質管理の工夫 23 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 24 施工の検査・試験に関する工夫 25 品質記録方法の工夫 26 その他(理由:)</p> <p>■ 安全衛生関係 27 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) 28 安全衛生教育、技術力向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 29 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 30 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等々の工夫 31 周辺道路の事故防止または一般交通確保のための工夫 32 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 33 作業時における作業環境改善等の工夫 34 ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 35 その他(理由:)</p> <p>■ 施工管理関係 36 出来形の管理等に関する工夫 37 施工計画書または写真記録等に関する工夫 38 出来形、品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 39 CAD、施工管理ソフト等の活用 40 CALSを活用した施工管理の工夫 41 その他(理由:)</p> <p>■ その他 <新技術の活用に関する上記3項目での加点は最大4点とする。> 42 静岡県登録技術を活用し、新技術活用・完了報告(レベル3)又は活用効果調査表(レベル2)を提出している。又はNETIS登録技術のうち試行技術を活用した。(2点) 43 NETISの登録技術のうち、活用した試行技術が少実績優良技術もしくは、当該工事において発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合。(2点) 44 NETISの登録技術(試行技術を除く)のうち、「有用とされる技術」を活用するか、「有用とされる技術」以外の技術を活用した結果、当該工事において発注者による活用効果調査結果の総合評価が120点以上の場合。(4点) 45 その他(理由:)</p>
(1)点数	点	・加点は+7点～0点の範囲とする。
		【創意工夫の詳細評価内容】

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2. 評価する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、項目により2、4点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的な内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。

※5. ■を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

〈標準型-総括監督員-01〉 解体工事 考査項目別運用表

[記入方法]該当する項目に○を記入し、評定欄にa～eを記入する

項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	工程管理が非常に優れている	工程管理がやや優れている	他の事項に該当しない	工程管理がやや劣っている	工程管理が劣っている
		[評価対象項目]				
		1 災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。				
		2隣接する他の工事との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。				
		3 地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。				
		4 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。				
		5 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。				
		6 その他 (理由:				
		※ 上記該当項目を総合的に判断して、a, b, c, d, e の評価を行う。				
	①評定	該当する項目(a～e)を直接入力				
項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	III. 安全対策	安全対策が非常に優れている	安全対策がやや優れている	他の事項に該当しない	安全対策がやや劣っている	安全対策が劣っている
		[評価対象項目]				
		1 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。				
		2 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。				
		3 安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている。				
		4 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。				
		5 安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを發揮している。				
		6 安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。				
		7 その他 (理由:				
		※ 上記該当項目を総合的に判断して、a, b, c, d, e の評価を行う。				
	①評定	該当する項目(a～e)を直接入力				
項目	細別	a	a'	b	b'	c
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	地域への貢献が非常に優れている	地域への貢献がbより優れている	地域への貢献がやや優れている	地域への貢献がcより優れている	他の項目に該当しない
		[評価対象項目]				
		1 河川等の環境保全を具体的に実施した。				
		2 国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等に積極的に取り組んだ。				
		3 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調整を図った。				
		4 定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。				
		5 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。				
		6 災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。				
		7 その他 (理由:				
		※ 上記該当項目を総合的に判断して、a, a', b, b', c の評価を行う。				
	①評定	該当する項目(a～c)を直接入力				

*地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。

〈標準型-総括監督員-02〉 解体工事 考査項目別運用表

[記入方法]該当する項目に○を記入し、評価点を記入する

項目	細別	【評価対象項目】	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性 I. 施工条件への対応	<p>■建物規模への対応 1 延べ面積10,000m²以上の建物 2 地上9階以上の建物又は建物高さ31m以上の建物 3 大空間のホール等を有する建物 4 その他（理由：）</p> <p>■建物固有の機能の厳しさへの対応 5 対象建物の耐震レベル 6 建物機能の特殊性 7 その他（理由：）</p> <p>■建物固有の施工技術の難しさへの対応 8 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 9 設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性 10 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 11 その他（理由：）</p> <p>■厳しい自然・地盤条件への対応 12 淹水の発生、地下水への影響（地盤掘削時） 13 軟弱地盤、支持地盤の状況 14 雨・雷・風・気温等の影響 15 その他（理由：）</p> <p>■厳しい周辺環境等、社会条件への対応 16 地中埋設物等の作業障害 17 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 18 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 19 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 20 その他（理由：）</p> <p>■施工現場での対応 【長期工事における安全確保への対応】 21 当初契約から、12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事（ただし全面一時中止期間は除く） 【災害等での臨機の措置】 22 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況（条件）に対した施工・工法等】 23 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 24 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 25 受注者の責によらない休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 26 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 27 特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の受注者が複数ある工事 28 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 29 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 30 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 31 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 32 その他（理由：）</p> <p>①点数 点（直接入力） ・工事特性は、加点評価とする。 ・加点は+20点～0点の範囲とする。 ・1項目2点を目安とするが、内容によってはそれ以上または以下の点数を与えてもよい。 ・担当監督員の評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。</p>	<p>※下記の対応事項に1つ以上「○」が付けば2点の加点とする。</p> <p>※下記の対応事項に1つ以上「○」が付けば2点の加点とする。</p> <p>※下記の対応事項に1つ以上「○」が付けば2点の加点とする。</p> <p>※下記の対応事項に1つ以上「○」が付けば2点の加点とする。</p> <p>※下記の対応事項に1つ以上「○」が付けば2点の加点とする。</p> <p>※下記の対応事項に1つ以上「○」が付けば2点の加点とする。</p> <p>※下記の対応事項に1つ以上「○」が付けば4点の加点とし、最大10点とする。</p> <p>【長期工事における安全確保への対応】</p> <p>【災害等での臨機の措置】</p> <p>【施工状況（条件）に対した施工・工法等】</p>	<p>・建築工事で東海地震に対する耐震性が I aに属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物</p> <p>【総合評価における技術提案は除く】</p> <p>・パイロット工事、又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的検討が必要な工事。 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事。 ・特殊な設備システムを採用した工事。 ・免震装置を設ける工事。 ・大規模な山留め工法が必要な工事。 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事。 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事。</p> <p>・地下水が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工事や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬廻いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事</p> <p>・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 ・場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事</p>

〈標準型-総括監督員-03〉 解体工事 考査項目別運用表

[記入方法]該当する項目に○を記入し、点数欄に点数を記入する

項目	法令遵守等の該当項目一覧表 評価対象項目	
7. 法令遵守等	措置内容	点数
	1 入札参加資格停止3ヶ月以上	-20点
	2 入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点
	3 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点
	4 入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満	-10点
	5 文書注意	- 8点
	6 口頭注意	- 5点
	7 工事関係事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない)その他	- 3点
	8 その他(理由):	
↑ 「8.その他」を選択の場合は点数を入力すること。		
①点数	点	
<p>① 本評価項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。 ②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質照査員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(担当又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等)は、担当又は総括監督員の評価対象項目である安全対策において減点をする。 ⑤ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかつた場合は、「8.その他」の項目で減ずる措置を行う。 ⑥ 修補命令等による減点は、「8.その他」の項目で減ずる措置をおこなう。</p>		
<p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 2 承諾なしに権利義務等第三者に譲渡又は承継を行った。 3 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 5 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。 6 建設業法に違反する事実が判明した。(例)一括下請、技術者の専任違反等 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 8 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9 監督又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 10 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業会員等、暴力団関係者がいることが判明した。 13 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14 安全管理措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 15 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。 16 低入コスト調査で虚偽の報告があった。 17 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかつた。 18 その他 (理由): 		

〈標準型-検査員-01〉 解体工事 考査項目別運用表

[記入方法]該当する項目に○、該当しない項目に×を記入する(評価対象外の項目は空白とする。)

項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	施工管理が優れている	施工管理がやや優れている	他の事項に該当しない	施工管理がやや劣っている	施工管理が劣っている
		[評価対象項目]				
		1 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。				設計図書と適合しない箇所があり、文書により改造請求を
		2 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。				契約図書に基づく施工上の義務につき、検査職員から文書により改善指示を行った。
		3 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。				
		4 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。				
		5 見本又は工事記録写真等の整理に工夫がみられる。				
		6 一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。				
		7 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。				
		8 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。				
		9 建設業退職金共済制度の証紙が適切に配布され管理されている。				
		10 作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。				
		11 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。				
		12 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。				
		13 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。				
		14 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。				
		15 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。				
		16 工事の関係書類及び資料整理がよい。				
		17 独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。				
		18 下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。				
		19 その他 (理由:)				
		該当項目が90%以上……………a 該当項目が80%以上90%未満…b 該当項目が60%以上80%未満…c 該当項目が60%未満……………d				
	O:該当する	①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				
	×:該当しない					
	空白:評価対象外					
	①評価数(O)					
	②対象項目(O・×)					
	③評価値(①/②)					
	④評定					
		←自動評定結果 工事が小規模等で評価が不適切、または総合的に判断する場合は、直接評価を入力する。				

〈標準型-検査員-02〉 解体工事 考査項目別運用表

[記入方法]該当する項目に○、該当しない項目に×を記入する(評価対象外の項目は空白とする。)

項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	I.出来形	出来形管理が適切である	出来形管理がbより適切である	出来形管理がほぼ適切である	出来形管理がcより適切である	他の事項に該当しない	出来形管理がやや不適切である	出来形管理が不適切である
		[評価対象項目]						[評価対象項目]
		1 解体物の資材毎に排出量、再資源化量、その他処分量が的確に確認できる。					監督職員が文書で改善指示を行った。	契約約款第17条第2項に基づき、監督職員が破壊検査を行った。
		2 マニュフェストの整備が適時、的確になされている。						
		3 自社の管理基準を設定して、適切に管理している。						
		4 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。						
		5 混合廃棄物を排出しない分別解体に積極的に取組んでいる。						
		6 解体物の資材毎に処理方法が確認できる。						
		7 その他 (理由:						
		上記該当項目を総合的に判断して、a, a', b, b', c, d, e の評価を行う。						
	①評定	該当する項目(a~e)を直接入力						

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	II.品質	品質管理が適切である	品質管理がbより適切である	品質管理がほぼ適切である	品質管理がcより適切である	他の事項に該当しない	品質管理がやや不適切である	品質管理が不適切である
		[評価対象項目]						[評価対象項目]
		1 分別、再資源化を適切に実施している。					監督職員が文書で改善指示を行った。	契約約款第17条第2項に基づき、監督職員が破壊検査を行った。
		2 施工計画書に定められた計画により管理されている。						
		3 廃棄物の処理が適切である。						
		4 受注者の管理記録が整備されている。						
		5 不可視部分の写真記録が適正である。						
		6 解体資材の再資源化、又は、リユースや有価物化に積極的に取組んでいる。						
		7 中間処理施設等への搬出状況について、写真などで的確に確認できる。						
		8 埋設物の撤去状況及び記録が適切である。						
		9 その他 (理由:						
		上記該当項目を総合的に判断して、a, a', b, b', c, d, e の評価を行う。						
	①評定	該当する項目(a~e)を直接入力						

考査項目	細別	a	b	c	d		
3.出来形及び出来ばえ	III.出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い		他の事項に該当しない	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い		
		[評価対象項目]					
		1 きめ細やかな施工がなされている。					
		2 既存部分の関連設備の調整がなされている。					
		3 取壊し後の整地等仕上がりの状態が良好である。					
		4 周辺道路や既存工作物の破損修復や清掃が行き届いている。					
		5 その他 (理由:					
		上記該当項目を総合的に判断して、a, b, c, d, e の評価を行う。					
	①評定	該当する項目(a~e)を直接入力					

「施工プロセス」のチェックリスト

1.契約番号 4181000001 2.工事名 〇〇〇〇解体工事
 3.工期 平成18年6月1日 ~ 平成19年2月28日
 4.受注者名 株○×建設

所属(課名): 建築住宅課
 担当監督員: 監督 太郎

- ①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約款等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督員等が確認する。
 ②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日を上段に、内容がOKであれば下段に〇を、OKでなければ×を、さらに備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
 ③用語の定義については、契約後:当初契約後、変更後:工期内に行う契約変更後とする。

検査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)							備考 (指示事項及び その是正状況等)
				着手前	施工中				完成時	根拠条文	
I 施工体制一般	○契約工程表	・契約締結の10日以内に、契約工程表が提出された。(契約後)	/ / / / / / /							工事執行規則	
		・事前に監督員の確認を受け、契約締結後の10日以内に登録された。(契約後、変更後、完成前)	/ / / / / / /							共通仕様書 (500万円以上)	
		・品質証明員の資格(身分及び経歴)は適正か?また、品質証明員に関する資料を書面で提出した。(契約後、変更後)	/ / / / / / /							共通仕様書 (1億円以上)	
		・工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。(検査の前等)	/ / / / / / /							共通仕様書 (1億円以上)	
		・品質証明は、出来形、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切(数量も含む)に実施した。(品質証明実施時)	/ / / / / / /							共通仕様書 (1億円以上)	
	○建設業退職金共済制度	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。(契約後)	/ / / / / / /							建設業退職金共済制度	
		・「建設業退職金共済制度適用事業工事現場」の標識が現場に掲示されている。(施工時適宜)	/ / / / / / /							建設業退職金共済制度	
		・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されている。(施工時1回程度)	/ / / / / / /							労働安全衛生法	
		・建設業退職金共済証紙の配布を受払い簿等により適切に管理している。(施工時適宜)	/ / / / / / /							建設業退職金共済制度	
	○請負代金内訳書	・請求があつた場合、契約締結後10日以内に提出された。(契約後、変更後)	/ / / / / / /							工事執行規則	
	○施工体制台帳、施工体系図	・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。(施工時の当初、変更時)	/ / / / / / /							建設業法	
		・施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書を添付している。(施工時の当初、変更時)	/ / / / / / /							建設業法	
		・施工体制台帳に、下請負金額が記入されているか?(施工時の当初、変更時)	/ / / / / / /							建設業法	
		・下請負人通知書を提出している。(施工時適宜)	/ / / / / / /							建設業法	
		・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見易い場所に掲げている。(施工時の当初、変更時)	/ / / / / / /							建設業法	

検査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)								備考 (指示事項及び その是正状況等)
				着手前	施工中					完成時	根拠条文	
I 施工体制一般	○施工体制台帳、施工体系図	・施工体系図に記載のない業者が作業していない。(施工時適宜)		/	/	/	/	/	/	/	建設業法	
		施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。(施工時の当初、変更時)		/	/	/	/	/	/		建設業法	
	一括下請負の禁止	・受注者がその下請工事の施工に実質的に関与している。(施工時の当初、変更時)		/	/	/	/	/	/	/	建設業法	
	○建設業許可標識	・建設業許可を受けた事を示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者を正しく記載している。(施工時適宜)		/	/	/	/	/	/	/	建設業法	
	○作業分担	・作業の分担と責任の範囲が書面で確認できる。(施工計画書提出時)		/	/	/	/	/	/		共通仕様書	
	○現場代理人	・現場代理人は現場に常駐している。(施工時適宜)		/	/	/	/	/	/		工事執行規則	
		・現場代理人は、監督員との連絡調整及び対応を書面で行っている。(施工時適宜)		/	/	/	/	/	/		工事執行規則	
	○専門技術者の配置	・専門技術者を専任し、配置している。(施工計画時、施工時適宜)	/	/	/	/	/	/	/		工事執行規則	
II 施工体制 配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者	○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。(施工計画時、施工時適宜)	/	/	/	/	/	/	/		労働安全衛生法	
	○監理技術者(主任技術者)の専任制	・監理技術者等の資格者証の提示を求め、内容を確認した。(着手前)	/								工事執行規則、入契適化法	
		・配置予定技術者、通知による監理技術者、施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。(着手前)	/								工事執行規則、入契適化法	
		・現場に常駐していた。(施工時適宜)		/	/	/	/	/	/		工事執行規則、入契適化法	
		・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。(施工時、打合せ時)		/	/	/	/	/	/		工事執行規則、入契適化法	
		・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。(施工時適宜)		/	/	/	/	/	/		工事執行規則、入契適化法	
	○現場技術員	・現場技術員との対応が適切か?(建設コンサルタント等に現場技術業務委託の場合)(施工時適宜)		/	/	/	/	/	/		工事執行規則	
	○下請負人の把握	・下請負人が静岡県及び三島市の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。(施工時適宜)		/	/	/	/	/	/		建設業法	
		・受注者は下請者に対して、総合的に企画、指導及び調整をしているか?(施工時適宜)		/	/	/	/	/	/		建設業法	

検査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)							備考 (指示事項及び その是正状況等)
				着手前	施工中				完成時	根拠条文	
2施工状況	○設計図書の照査等	<ul style="list-style-type: none"> ・契約約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。(着手前、施工時適宜) 	/ / / / / / /	/	/	/	/	/	/	契約約款	
				/ / / / / / /	/	/	/	/	/	共通仕様書	
	○施工計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・施工(変更を含む)に先立ち提出した。(着手前、変更時) 	/ / / / / / /	/	/	/	/	/	/	共通仕様書	
				/ / / / / / /	/	/	/	/	/	共通仕様書	
		<ul style="list-style-type: none"> ・記載内容と現場施工方法が一致している。(施工時適宜) ・記載内容(作業手順書等)と現場施工体制が一致している。(施工時適宜) ・記載内容が設計図書・現場条件等を反映している。(着手前、変更時) 	/ / / / / / /	/	/	/	/	/	/	共通仕様書	
				/ / / / / / /	/	/	/	/	/	共通仕様書	
				/ / / / / / /	/	/	/	/	/	共通仕様書	
	○施工管理 ・工事材料、出来形、品質管理イメージアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。(施工時適宜) 	/ / / / / / /	/	/	/	/	/	/	共通仕様書	
				/ / / / / / /	/	/	/	/	/	共通仕様書	
		<ul style="list-style-type: none"> ・品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。(施工時適宜) ・日常の出来形、品質管理が書面で確認できる。(施工時適宜) 	/ / / / / / /	/	/	/	/	/	/	共通仕様書	
				/ / / / / / /	/	/	/	/	/	特記仕様書	
	○検査(確認を含む)立会い等の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・監督員の立会いにあたっては、あらかじめ立会願を提出している。(施工時適宜) ・段階確認の確認時期が適切である。(施工時適宜) 	/ / / / / / /	/	/	/	/	/	/	共通仕様書	
				/ / / / / / /	/	/	/	/	/	共通仕様書	
	○工事の着手	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の着手に先立ち実施工程表を提出し、工事開始日後 10日以内に工事に着手した。(着手時) 	/ / / / / / /	/	/	/	/	/	/	工事執行規則	
	○支給品及び貸与品			/ / / / / / /	/	/	/	/	/	共通仕様書	
	○建設副産物及び建設廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物管理表(マニフェスト)により適切に処理されていることを確認し、監督員に提示した。(施工時適宜) ・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。(着手前又は施工時適宜) 	/ / / / / / /	/	/	/	/	/	/	廃棄物処理・清掃に関する法律	
				/ / / / / / /	/	/	/	/	/	資材の再資源化に関する法律	
		<ul style="list-style-type: none"> ・建設リサイクル法の対象工事については工事届出の手続きがされているか。 	/ / / / / / /	/	/	/	/	/	/	建設リサイクル法	
	○指定建設機械類の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・指定建設機械(排出ガス対策型、低騒音型、低振動型建設機械)を使用している。(施工時適宜) 	/ / / / / / /	/	/	/	/	/	/	共通仕様書 環境基本法等	

